

公立大学法人滋賀県立大学名誉博士称号授与規程

平成 24 年 10 月 2 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 153 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学(以下「本学」という。)における名誉博士の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(授与の要件)

第 2 条 名誉博士の称号は、本学の発展に特に顕著な貢献があり、名誉博士の称号を授与することにより、今後も本学の発展に寄与すると認められる者に授与することができる。

(推薦手続)

第 3 条 学部長は、前条に該当すると認められる候補者があるときは、当該教授会の議を経て、名誉博士推薦書(別記様式 1)により理事長に推薦することができる。

2 理事長は、前項の名誉博士推薦書を受理したときは、教育研究評議会に諮り名誉博士の選考を行う。

3 理事長は、前 2 項の規定に関わらず、適当と認める者を、名誉博士の候補者として教育研究評議会に諮ることができる。

(称号の授与)

第 4 条 理事長は、教育研究評議会において前条の候補者が適当と認められたときは、名誉博士の称号を授与する。

(名誉博士記の様式)

第 5 条 名誉博士記の様式は、別記様式 2 のとおりとする。

(称号の取り消し)

第 6 条 名誉博士の称号を授与された者がその榮譽を汚す行為があり、称号を保持することが適当でないと認められたときは、教育研究評議会の議を経て称号の授与を取り消すことができる。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 24 年 10 月 2 日から施行する。

別記様式 1

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学理事長 様

学 部 長

名 誉 博 士 推 薦 書

公立大学法人滋賀県立大学名誉博士称号授与規程第 3 条に基づき、下記の者を名誉博士として推薦します。

記

フリガナ		性 別	
氏 名		生年月日	
現住所			
現 職			
最終学歴			
推薦理由			
教授会審査日	年 月 日	教授会承認済	

別記様式 2

	名博第	号
名 誉 博 士 記		
氏 名 様		
あなたは本学の発展に特に顕著な貢献をされましたので公立大学法人滋賀県立 大学名誉博士の称号を授与します		
年	月	日
公立大学法人滋賀県立大学		滋賀県立 大学印

備考

- 1 授与に当たっては、必要に応じて英語による翻訳文を添付する。
- 2 用紙は日本工業規格 A 4 または B 4 の縦長とする。
- 3 押印は大学印を使用する。